

令和7年11月28日

仙台市長

郡 和 子 様

仙台市特別職の職員の報酬等審議会

会長

渡邊 浩文

市長及び副市長の給料並びに議会の議長、
副議長及び議員の報酬の額に関する答申

市長及び副市長の給料並びに議会の議長、副議長及び議員の報酬の額に
関し、別紙のとおり答申する。

答 申

本審議会は、市長及び副市長の給料並びに議会の議長、副議長及び議員の報酬の額について各種資料等をもとに審議を行った結果、次の結論を得たので答申する。

記

1 市長及び副市長の給料並びに議会の議長、副議長及び議員の報酬の額について

市長及び副市長の給料並びに議会の議長、副議長及び議員の報酬については、一般職の職員の給与改定状況並びに宮城県及び他の政令指定都市の状況等種々の観点から検討した結果、次のとおりとすることが妥当であるとの結論に達した。

市長	1, 3 4 0, 0 0 0 円
副市長	1, 0 4 0, 0 0 0 円
議長	1, 0 4 0, 0 0 0 円
副議長	9 3 0, 0 0 0 円
議員	8 6 0, 0 0 0 円

2 実施時期について

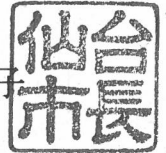
改正の実施時期については、令和8年4月1日とすることで意見の一致を見た。



R7 総人労第 2183 号
令和 7 年 11 月 28 日

仙台市特別職の職員の報酬等審議会会長 様

仙台市長 郡 和 子



市長及び副市長の給料並びに議会の議長、
副議長及び議員の報酬の額について（諮問）

市長及び副市長の給料並びに議会の議長、副議長及び議員の報酬の額に関し、仙台市特別職の職員の報酬等審議会条例第 2 条の規定に基づき、ご審議いただきたく諮問いたします。